

# 平成八年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

## 第52次生活保護基準の改定

平成八年度の生活保護基準の改定概要は表1のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

### 一 生活扶助基準

#### (1) 基準改定率について

平成八年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する。いわゆる「水準均衡方式」により行った。具体的には、予算編成時に公表され、平成八年度の経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、前年度まで

の一般国民の消費水準との調整を行い、標準三人世帯の改定率を〇・七%としたものである。

なお、この水準均衡方式は昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申において、「家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当である。」との評価がなされたことにより、昭和五十九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用しているものである。

(注)民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するた

めの支出の総計(ただし、土地、住宅の購入等は含まない)を表す国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

#### (2) 世帯人員別基準について

世帯人員別の生活扶助基準については、家計の弾力性に乏しい少数世帯の特性や世帯人員別の消費構造の差異を勘案し、一般世帯における世帯人員別の消費支出の実態に合わせるよう是正を図ることとした。

#### (3) 高齢者の第一類基準の級地間格差是正について

七十歳以上の第一類基準額については、高齢者の消費実態に着

目して、平成元年度より据え置いてきたところであるが、平成五年度までに概ね妥当な水準に達したことから、その後は、級地間の格差が、他の年齢階級の基準額の設定と同様の四・五%等差となるよう、計画的に是正を図ることとしている。

#### (4) 加算等の改定について

高齢・母子・障害者加算等の各種加算については、一般的な生活上向分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より消費者物価の動向等を勘案し改定を行ってきたところであるが、平成八年度においても同様の考え方により改定を行った。また、入院・入所者の高齢等の三加算については、中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、施設機能でカバーされる面や施設の処遇水準の向

表1 平成8年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第51次 (7年4月1日)	第52次 (8年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	157,274	158,375	〔標準3人世帯-33歳男、 29歳女、4歳子〕
期末一時扶助費(居宅)	13,880	13,950	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6か月以上)	13,530	13,600	
老齡加算 70歳以上 (居 宅) (入院・入所)	17,520 14,780	17,610 14,780	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	22,780 19,230	22,890 19,230	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所) 重度障害者他人介護料	26,280 22,160 69,450	26,420 22,160 70,050	
在宅患者加算	13,020	13,090	
人工栄養費	11,690	11,750	
入院患者日用品費	22,690以内	22,800以内	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	38,300以内 44,600以内	38,500以内 44,900以内	
2 住宅扶助基準 家賃間代等 住宅維持費	13,000以内 年額113,000以内	13,000以内 年額118,000以内	
3 教育扶助基準 小 学 校 中 学 校	2,080 4,040	2,100 4,060	
4 出産扶助基準 居 宅 施 設	171,000以内 125,000以内 +入院料	178,000以内 137,000以内 +入院料	
5 生業扶助基準 生 業 費 技能修得費 就職支度費	40,000以内 55,000以内 30,000以内	40,000以内 57,000以内 30,000以内	
6 葬祭扶助基準	149,000以内	166,000以内	大人の基準額
7 勤労控除 基礎控除(限度額) 特 別 控 除 新規就労控除 未成年者控除 不安定就労控除	32,480 年額147,700以内 10,100 11,300 8,000	32,640 年額148,400以内 10,200 11,400 8,000	

表2 平成8年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格差	平成7年度	平成8年度	改定率
		1級地-1	100.0	
1級地-2	95.5	150,197	151,248	
2級地-1	91.0	143,119	144,121	
2級地-2	86.5	136,042	136,994	
3級地-1	82.0	128,965	129,868	
3級地-2	77.5	121,887	122,741	

上等を総合的に勘案し、在宅者との均衡を図る観点から据え置くこととした。

二 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市毎に設定された特別基準が適用できること

となっているが、平成8年度においてもこの限度額について所要の改善を行った。

(2) 教育扶助基準

教育扶助基準については、教育費にかかる経費の支出額及びこれらの消費者物価の上昇率等を勘案して所要の改善を行った。

なお、この基準額他に、学校給食費、通学交通費、教材費等については、必要な実費が別途支給されることとなっている。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の上昇率等を総合的に勘案し改善を行った。

(4) その他

出産扶助、葬祭扶助基準の各扶助については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金の状況等を総合的に勘案し、改善を行った。

また、各種勤労控除についても基礎控除の限度額をはじめとして、特別控除、新規就労控除、未成年者控除についても所要の改善を行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等による基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成8年度の最低生活保障の世帯を想定して平成8年度の最低生活保障水準を例示すると、表3のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、これに必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることにあり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十二万八千六百円（東京都最低賃金日額の二十五日分相当）の場合で、二万五千二百三十円が収入から控除される。

表3 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	171,375円	164,248円	157,121円	149,994円	137,868円	130,741円
生活扶助第1類	158,375	151,248	144,121	136,994	129,868	122,741
生活扶助第2類	105,130	100,400	95,660	90,930	86,200	81,490
住宅扶助	53,245	50,848	48,461	46,064	43,668	41,251
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算（VI区額×5/12）を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準は、生活保障の基準額に控除額を加えた水準となる。

2. 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	214,088円	205,138円	196,168円	187,218円	173,263円	164,333円
生活扶助 第1類	198,988	190,038	181,068	172,118	163,163	154,233
第2類	140,970	134,630	128,270	121,930	115,590	109,270
教育扶助	58,018	55,408	52,798	50,188	47,573	44,963
住宅扶助	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	145,809円	141,124円	134,293円	129,678円	117,748円	113,223円
生活扶助 第1類	115,199	110,514	104,843	100,228	94,468	89,943
第2類	67,300	64,770	61,250	58,800	55,190	52,820
老齢加算	47,899	45,744	43,593	41,428	39,278	37,123
住宅扶助	17,610	17,610	16,450	16,450	15,280	15,280
	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	105,478円	102,610円	97,586円	94,798円	84,673円	81,965円
生活扶助 第1類	74,868	72,000	68,136	65,348	61,393	58,685
第2類	31,800	30,870	28,940	28,090	26,080	25,310
老齢加算	43,068	41,130	39,196	37,258	35,313	33,375
住宅扶助	17,610	17,610	16,450	16,450	15,280	15,280
	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	194,716円	187,748円	179,151円	172,183円	158,556円	151,598円
生活扶助 第1類	154,906	147,938	140,951	133,983	127,026	120,068
第2類	101,660	97,090	92,500	87,930	83,360	78,800
母子加算	53,246	50,848	48,451	46,053	43,666	41,268
教育扶助	24,710	24,710	23,100	23,100	21,430	21,430
住宅扶助	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男（重度障害者）】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	188,359円	182,834円	175,583円	170,048円	157,818円	152,303円
生活扶助 第1類	122,709	117,184	111,673	106,138	100,618	95,103
第2類	74,810	71,440	68,080	64,710	61,340	57,980
障害者加算	47,899	45,744	43,593	41,428	39,278	37,123
重度障害者加算	26,420	26,420	24,680	24,680	22,970	22,970
重度障害者家族介護料	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270
住宅扶助	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960
	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

# 実施要領の改正

第52次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成八年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。なお、字句の整理等にとどまるものについては省略した。

## 一 精神障害者社会復帰施設 の取扱いについて

精神障害者社会復帰施設の施設体系の見直しに伴い、入所者に係る基準生活費の取扱いを整理するとともに、精神障害者入所授産施設の取扱いについて明文化を図ったこと。(局第6—2—(1)—コー

(ウ)

〈解説〉

先般、精神保健法が改正されたことにより、精神障害者社会復帰施設の体系が見直され、従来、精神障害者生活訓練施設に位置付けられていた「精神障害者福祉ホー

ム」が、法律上、独立した施設として明記されたところである。

これは、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)に改正されるに当たり、福祉の措置についても詳細に法により細かく規定することとされ、従来

「生活訓練施設」と「授産施設」の2区分で規定されていた社会復帰施設が、「生活訓練施設」につ

ては訓練的要素の強い「援護寮(精神保健福祉法上の「生活訓練施設」)と生活的要素の強い「福祉ホーム」に、また「授産施設」については、非雇用形態の「授産施設」と雇用形態の「福祉工場」に、さらに細分化され、施設体系の見直しが行われたものである。

これに伴い、生活保護制度においても、精神保健福祉法における社会復帰施設の施設体系との整合性を図るべく、基準生活費の取扱

いについて局長通知の該当箇所を改正を行うこととしたものである。

また、平成四年度に制度化された「精神障害者入所授産施設」については、制度発足後しばらくは施設数が少なかったため、その基準生活費の取扱いについては個別に指示してきたところであるが、近年、施設の整備数が増加しつつあること(平成六年十月一日現在、全国で四施設)から、その取扱いについて同時に実施要領上明文化を図ることとしたものである。

## 二 教育扶助の金額改正

災害時等の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合一万七百元を一万八百元に、中学校の場合二万一千円を二万一千一百円にそれぞれ引き上げたこと。(局第6—3—(6))

## 三 出産扶助の特別基準

出産扶助の特別基準二十万一千円を二十万八千円に引き上げたこと。(局第6—6—(1)、(2))

## 四 技能修得費の特別基準

技能修得費の特別基準支給限度額について、九万二千円から九万五千円に引き上げたこと。(局第6—7—(2)—ウ及び課第4の40)

# 医療扶助の運営

## 一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は平成七年十月現在約六十七万九千人で、被保護人員約八十八万二千人の七十七・〇％となっている。

また、予算額をみると、平成七年度の医療扶助費は約五千九百十六億円となっており、保護費負担金約一兆十億円の五十八・六％を占めている。

このように、生活保護制度に占める医療扶助の割合は、依然として大きく、医療扶助の運営が制度全体に大きな影響を与えているといつても過言ではなく、医療扶助の適正運営は重要な課題となっている。

## 二 医療扶助運営要領等の改正

今回の医療扶助関連通知に係る改正の概要は次のとおりである。

### (1) 精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律に規定する大都市の特例が施行されることに伴う改正

#### 正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一二三号。以下「精神保健福祉法」という。）第五一条の二第一項に

規定する大都市の特例が平成八年四月一日から施行されたことに伴い、同法及び同法施行令に定める都道府県等の事務は、精神病院の設置を除いて、すべて指定都市等の事務とされ、精神保健福祉法第二九条の規定に基づく措置入院についても、その決定権が指定都市の市長に委譲されることとなった。

したがって、精神保健福祉法第二三条による診察及び保護の申請書についても、もよりの保健所長を経由し、指定都市市長に対して提出することとなることから、医療扶助運営要領（昭和三十六年九月三十日社発第七二七号）において、この取扱いに関する規定について改正を行ったものである。（医療扶助運営要領第八精神病医療取扱要領1—(2)及び様式第16号（裏面））

### (2) 付添看護の原則廃止に伴う改正

また、これに関連して、厚生省社会局長及び公衆衛生局長の連名による通知「生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について」（昭和二十九年十一月十七日社発第九〇四号）及び厚生省社会・援護局保護課長通知「精神保健法等の一部を改正する法律等の施行に伴う生活保護運営上の留意事項について」（昭和六十三年八月三日社保第七七号）の改正を行ったものである。

#### 正

平成六年十月に行われた健康保険法等の一部改正により、付添看護については平成八年三月三十一日をもって原則廃止されたところである。ただし、付添看護解消を計画的に実施するものとして都道府県知事の承認を受けた医療機関において、平成八年四月一日から最長一年六月以内の期間、例外

的に付添看護を行うことが認められている。

医療扶助における看護の給付については、社会保険制度において都道府県知事の承認を受け、付添看護を行うことが認められた医療保護施設又は指定医療機関に入院している場合に限り、従前どおり給付することを認めることとし、医療扶助運営要領において、この取扱いに関する規定について改正を行ったものである。（医療扶助運営要領第3医療扶助実施方式8—(3)―ア）

### (3)―ア

また、これに関連して、厚生省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和三十八年四月一日社発第二四六号）、厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和四十八年五月一日社保第八七号）、同保護課長通知「入院患者特別介護費の取扱いについて」（昭和五十四年三月三十一日社保第二八号）及び同保護課長通知「生活保護法による医療扶助の看護に

ついて」（平成元年四月十二日社保

第八八号)の四本の通知改正を行つたものである。

(3) 社会保険診療報酬支払基金における再審査等請求事務の電算化に伴う改正

社会保険診療報酬支払基金における再審査等請求事務の電算化に伴い、診療報酬請求内訳書の様式を改めた。診療報酬請求内訳書の様式については、厚生省社会局長通知「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和二十八年三月三十一日社乙発第四九号)で示しているため、同通知について所要の改正を行ったものである。

(4) 中核市制度の創設に伴う改正  
中核市制度の創設に伴う生活保護関係通知の一部改正については、平成七年四月一日付け社援保第八八号により通知しているところであるが、中核市制度創設に伴う他の事務の委譲状況等に鑑み、生活保護関係通知について、再度、改正を行ったものである。(平成八年三月十八日付け社援保第五二号)  
この改正の概要は、中核市制度創設の趣旨に鑑み、生活保護の決

定及び実施に係る事務(以下「生活保護関係事務」という。)のうち、都道府県知事又は指定都市の市長が処理することとされているものについて中核市の市長が処理することとしたことである。

このうち医療扶助関係においては、厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和四十八年五月一日社保第八七号)、同保護課長通知「精神保健法等の一部を改正する法律等の施行に伴う生活保護運営上の留意事項について」(昭和六十三年八月三日社保第七七号)及び同保護課長通知「生活保護法による医療扶助の看護の給付について」(平成元年四月十二日社保第八八号)の三本の通知改正を行ったものである。

(5) その他所要の改正  
指定医療機関に対する指導及び検査については、医療扶助運営要領の第6において規定しているところであるが、検査後の行政措置である「戒告」を行うに当たつての標準について、社会保険の場合と同様になるよう所要の改正を行

つたものである。

三 二百床以上の病院の初診の特定療養費化に関する生活保護上の取扱

平成八年度の社会保険診療報酬の改定においては、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、他の保健医療機関等からの紹介がないまま二百床以上の病院を受診した患者については、緊急その他やむを得ない事情によるものを除き、初診について患者から特別の料金を徴収することができることとなった。

しかし、被保護者をはじめとする公費負担医療の受給対象者については、既に厚生省保険局医療課から指示があつたとおり、特別の料金を徴収することは認められないこととされているので、その取扱について十分注意する必要がある。

#### 四 医療扶助の適正な運営

医療扶助の運営は、生活保護制度全体に大きな影響を与えるものであることから、実施機関や都道

府県等においては、従来から行われているレセプト点検や指定医療機関に対する指導及び検査等について、なお一層の充実強化を図つていく必要がある。

